

目次

東北運輸局編

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和5年6月16日公布、
令和7年6月1日施行
法律第68号まで
- ◎施行規則：令和8年2月16日
公布、施行
国土交通省令第9号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日公布、
令和5年12月21日施行
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和7年12月24日公布、
令和8年1月1日施行
第69次改正まで

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	8
3 保安基準	12
4 自動車の点検整備制度	13
5 自動車の検査制度	19
6 認証制度	26
7 指定制度（工場関係）	33
8 指定制度（検査員関係）	38
9 指定制度（保安基準適合証関係）	40
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	53

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	60
2 自動車の装置一般	66
3 自動車の車体関係	70
4 自動車の室内関係	77
5 自動車の灯火関係	84
6 後写鏡・速度計関係 他	96
7 テスタ等による機能維持確認	98

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	113
2 年度別計算問題	115

第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	127
2 令和7年度 第2回	136
3 令和6年度 第1回	146
4 令和6年度 第2回	155
5 令和5年度 第1回	165
6 令和5年度 第2回	174

本書について

本書は、東北運輸局において令和5年度第1回から令和7年度までに行われた3年分（合計6回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（7区分）

第3章 計算問題（3年分：6回）

第4章 年度別試験問題（3年分：6回）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する

③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R7.1]であれば、令和7年度第1回の試験問題であることを示します。[R7.1/R5.2]の場合は、令和7年度第1回と令和5年度第2回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和8年3月時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程（以下、審査規程）」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和5年度第1回から過去3年（6回分）の年度ごとの問題を掲載しています。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和8年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド版 令和8年版」（いずれも定価2,310円）、審査事務規程の原文については「検査員&整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕令和8年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

法令改正について：基本的に令和8年3月時点での法令に対応しています。したがって、4月以降の法令改正については、ご注意下さい。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート / 訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



最近の主な改正概要

※本書に収録のない改正も含む

◆施行規則◆

1. 訪問特定整備制度の開始 [令和7年6月30日施行]

届け出ている事業場以外の場所で特定整備を行うことができる訪問特定整備制度を開始するため、施行規則(第62条の2の2第1項第9号を追加し、従前の第9号を第10号に)を改正し、当該実施規定等を定めた。

◆自動車整備事業の取扱い及び指導の要領について(依命通達)◆

1. 省力化機器により工員数削減へ [令和7年7月8日施行]

大型車を対象とする事業場であって、ホイールドローリなど省力化機器を備え付けている場合の工員数について、従前の5名以上から4名以上であればよいこととなった。

◆審査規程◆

◆第63次改正 [令和7年4月1日施行]

1. 軽合金製ホイール「DOTマーク」も適合に!

アルミ製ホイールなどの軽合金製ホイールについて、FMVSS(米国連邦自動車安全基準)に基づいて表示されるDOTマークも基準適合であるとした。

2. 並行輸入車の製作年月日を分かり易く

備考欄に記録・記載されている「保安基準適用年月日」を、「製作年月日」として取扱うことができることとなった。

3. 車検場の営業日を明確化

自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とするとして明確化した。

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日(参考:年間16日)

③12月29日から翌年の1月3日までの日

④その他理事長が特に指定する日

◆第64次改正 [令和7年7月31日施行]

1. 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)」基準新設及び装備義務化

新型国産車については、令和10年9月1日以降に製作される乗車定員10人未満の乗用自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」を備えなければならないこととなった。

2. 「視界内表示投影装置」基準新設

通称ヘッドアップディスプレイなどと呼ばれている文字、図形、記号その他の表示を運転者が視認できるように前面ガラス又はコンパイナーその他に投影する装置について、保安基準では「視界内表示投影装置」と明確化したうえで、基準を規定した。

3. 中古新規検査時、消音器の基準に適合する重量の変化緩和(加速騒音規制適用車)

消音器が改造されている「乗車定員9人以下の乗用自動車」及び「車両総重量3.5トン以下の貨物自動車」の中古新規検査時において、車両重量の-10%から+20%までの範囲にあればよいこととなった。

4. 直前及び側方の視界の範囲変更

新型車については令和8年9月1日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用自動車(三輪自動車を除く)及び車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車(三輪自動車を除く)について、直前及び側方の視界の基準の確認範囲が変更された。

◆第68次改正 [令和8年1月5日施行]

1. OBD検査の対象装置追加

新たに、「車線逸脱警報装置(LDWS)」、「側方衝突警報装置(BSIS)」(開始時期はいずれも令和11年9月)及び「ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)」(開始時期は令和13年9月)がOBD検査の対象となる。

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	8
2. 新規登録の申請	8
3. 自動車登録番号標の封印等	9
4. 変更登録・移転登録	10
5. 一時抹消登録	10
6. 自動車登録番号標の表示	10
7. 車台番号等の打刻	11
8. 打刻の塗まつ等の禁止	11
9. 臨時運行	12

3. 保安基準

1. 保安基準	12
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	13
2. 日常点検整備	13
3. 定期点検整備（点検期間）	13
4. 日常点検整備（点検内容）	15
5. 定期点検整備（点検内容）	15
6. 点検整備記録簿	17
7. 整備命令	18

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	19
2. 新規検査	19
3. 自動車検査証の有効期間	20
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	21
5. 継続検査	21
6. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	21
7. 自動車検査証記録事項の変更	22
8. 自動車検査証等の再交付	22
9. 予備検査	22
10. 限定自動車検査証	22
11. 自動車部品を装着した場合の取扱い	23

6. 認証制度

1. 認証	26
2. 認証基準	27
3. 特定整備の定義	28
4. 特定整備事業者の変更届	29
5. 特定整備事業者の標識	29
6. 特定整備事業者の義務	30

7. 特定整備記録簿	30
8. 設備の維持等	30
9. 特定整備事業者の遵守事項	31
10. 整備主任者	32

7. 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定	33
2. 指定工場の設備、技術及び管理組織	34
3. 検査の設備の基準	35
4. 要員関係の基準の解釈	35
5. 作業場等の基準の解釈	36
6. 対象自動車の指定	37
7. 設備の維持	37
8. 検査用機器の校正	38

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	38
2. 自動車検査員の兼任	39
3. 自動車検査員の解任	39

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	40
2. 指定事業者による点検の基準	41
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	42
4. 自動車検査員による証明	44
5. 自動車検査員の作業区分	44
6. 保安基準適合証等の有効期間	45
7. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い （現車提示の省略）	46
8. 保安基準適合標章の表示	47
9. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	47
10. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	48
11. 電磁的方法による保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	48
12. 走行距離計表示値の取扱い	49
13. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	49
14. 自賠償保険証明書の備付け	51
15. 自賠償保険証明書の提示	52
16. 限定保安基準適合証	52

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間）	53
2. 指定整備記録簿（記載要領）	54
3. 指定事業者への罰則の適用	55
4. 不正使用等の禁止	55
5. 不正改造等の禁止	56

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）を増進することを目的とする。[R7.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な（ ）に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを（ ）とする。[R6.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の（ ）の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2/R5.1]

◎正解 1…公害の防止 / 公共の福祉：2…保全 / 発達：3…技術：4…技術の向上 / 目的：5…安全性 / 環境

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車をいう。[R7.2]
- ☑2. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
[R6.2/R5.2]
- ☑3. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより（ ）して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R7.1]

◎正解 1…×：2…○：3…原動機／牽引

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 自動車の種別（法令）

[過去出題例]

- ☑1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R7.2]
- ☑2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.1]
- ☑3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び（ ）又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.2/R6.1]

◎正解 1…定格出力：2…大きさ：3…総排気量

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
 - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（別表第1）

[過去出題例]

- ☑1. 令和5年に製作された総排気量が1.79ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.65m、幅1.80m、高さ1.72mの自動車の種別は、普通自動車である。[R7.2]
- ☑2. 令和4年に製作された総排気量が1.98ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.70m、幅1.69m、高さ1.99mの自動車の種別は、小型自動車である。[R7.1]
- ☑3. 令和3年に製作された総排気量が1.79ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.60m、幅1.78m、高さ1.43mの自動車の種別は、小型自動車である。[R6.2]
- ☑4. 令和2年に製作された総排気量が1.18ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.78m、幅1.68m、高さ1.98mの自動車の種別は、小型自動車である。[R6.1]
- ☑5. 平成26年に製作されたガソリンを燃料とする総排気量が2.49ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.80mの自動車の種別は、小型自動車である。[R5.2]
- ☑6. 平成30年に製作された総排気量が0.65ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ3.35m、幅1.55m、高さ1.72mの自動車の種別は、軽自動車である。[R5.1]

◎正解 1…○：2…○：3…×（小型⇒普通）：4…×（小型⇒普通）：5…×（小型⇒普通）：6…×（軽⇒小型）

第2章 保安基準

本章では、製作年月の記載が無い場合、全て令和5年1月製作車としている（第4章においても同じ）。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 不適切な補修等	60
2. 長さ、幅及び高さ	61
3. 最低地上高	62
4. 車両総重量・軸重・輪荷重	64
5. 安定性	65
6. 最小回転半径	66

2. 自動車の装置一般

1. 速度抑制装置	66
2. 走行装置	67
3. 制動装置	68
4. 緩衝装置	69

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	70
2. 車体表示	72
3. 巻込防止装置	73
4. 突入防止装置	74
5. 前部潜り込み防止装置	76

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	77
2. 運転者席	77
3. 座席	78
4. 座席ベルト	78
5. 座席ベルト非装着時警報装置	79
6. 頭部後傾抑止装置	80
7. 乗降口	80
8. 非常口	81
9. 物品積載装置	81
10. 窓ガラス	81
11. 窓ガラス貼付物等	82

5. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	84
2. すれ違い用前照灯	84
3. 前部霧灯	85
4. 側方照射灯	86
5. 車幅灯	86
6. 昼間走行灯	87
7. 前部反射器	88
8. 側方灯・側方反射器	88
9. 尾灯	89
10. 後部霧灯	89
11. 後部反射器・大型後部反射器	90
12. 再帰反射材	91
13. 制動灯	91
14. 補助制動灯	92
15. 後退灯	92
16. 方向指示器	93
17. その他の灯火等の制限	94

6. 後写鏡・速度計関係 他

1. 後写鏡	96
2. 後退時車両直後確認装置	96
3. 速度計	97
4. 消火器	97
5. 運行記録計	98

7. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	98
2. 制動装置の性能及び制動能力 （ブレーキ・テスタ）	99
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	100
4. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	103
5. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	103
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	104
7. 光吸収係数又は黒煙汚染度の測定方法	105
8. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	108
9. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	111
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	112

1. 自動車の構造関係

1 不適切な補修等

[過去出題例]

- ☑1. 平成 30 年 1 月に製作された普通貨物自動車において、道路維持作業用自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 41 条第 4 項の道路維持作業用自動車）ではなかったが、車体上部に黄色回転灯がマグネットによる簡易的な取付方法で取付けられていたため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R6.2]
- ☑2. 平成 29 年 12 月に製作された普通貨物自動車（緊急自動車を除く。）の車体上部に緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が取付けられていたが、当該灯火に係る電球及び全ての配線が外され、かつ、灯火器本体はカバーで覆われていたため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R6.1]
- ☑3. 平成 29 年 7 月に製作された普通貨物自動車（緊急自動車を除く。）の車体上部に緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が取付けられていたが、当該灯火器本体はカバーで覆われていたため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R5.1]
- ☑4. 平成 28 年 11 月に製作された普通乗用自動車において、前部霧灯が不点灯状態であったが、当該前部霧灯に係る一部の配線が残っているものの、電球（光源）が取外されていたため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R7.1]
- ☑5. 平成 30 年 1 月に製作された普通貨物自動車において、最大積載量の車体表示を確認したところ、マグネットにより車体後面に取付けられており、手で容易に取外することができる状態であったため、自動車検査員は保安基準に不適合と判断した。[R5.2]

◎正解 1…×：2…×：3…×：4…×：5…○

[関係法令]

◆審査規程◆4-4 不適切な補修等・要約

[保安基準に適合しないもの] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
ア. 粘着テープ類（*4）、ロープ類又は針金類による取付け
イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
カ. 保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの
②装置又は部品の取外し
ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの ▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの
③装置又は部品の補修
ア. 粘着テープ類（*4）、ロープ類又は針金類による補修
イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの
オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
キ. 前照灯の光度や照射光線の向き基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
④車体又は装置への表示 ▶最大積載量の表示など
ア. 貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているもの ▶表示を目的として製作されたステッカーを除く。
イ. 表示された内容が容易に消えるもの
ウ. マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの ▶スクールバスの表示を除く（スクールバスの表示はマグネットや吸盤で取付けてもよい）。

- * 1：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。
- * 2：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。
- * 3：溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。
- * 4：自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。

2 長さ、幅及び高さ

[過去出題例]

- ☑1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）(①) m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、(②) m）を超えてはならない。[R7.2]
- ☑2. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、高さ（ ）mを超えてはならない。[R7.1]
- ☑3. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、幅（ ）mを超えてはならない。[R6.2]
- ☑4. 自動車に備えられている外開き式の窓は、開放した状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 300mm 以上突出してはならない。[R6.2]

◎正解 1…① 12/② 13：2…3.8：3…2.5：4…×

[関係法令]

◆審査規程◆7-2 長さ、幅及び高さ・要約

[大きさの上限] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

長さ	幅	高さ
12m（告示で定めるセミトレーラは13m）（*）	2.5m	3.8m

*セミトレーラの長さは、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離。

[突出限度] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

種類	測定する状態	突出量の範囲
①外開き式の窓・換気装置	開放状態	最外側から 250mm 未満（*1）、高さから 300mm 未満
②後写鏡・後方等確認装置	取付状態 （*2）	
③直前直左鏡・その他の装置		
④周辺監視装置		最外側から 100mm 以下（*3）、高さから 100mm 以下

注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。

- * 1：牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合の牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm 未満（令和5年9月30日以前に製作された自動車は250mm以下）。
- * 2：周辺監視装置に限り、格納式のものにあっては展開状態又は格納状態のいずれか突出量が多い状態（令和5年9月30日以前に製作された自動車は適用除外）。
- * 3：自動車の左右に備える場合にあっては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が100mm以下。

1. ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に1m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、1kg×9.8m/s²=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている(重量の単位は慣習的に「kg」が使われている)。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。

仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程(9-3)では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準(編集部要約)

項 目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係る制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重を見なすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くにあたっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（左右差については小数点第3位を切り上げ、割合については小数点第3位以下を切り捨て）などに注意する。

2. 年度別計算問題

1 令和7年度 第1回問題

【1】表1の諸元の自動車について、ブレーキ・テスタを用いて制動力を計測したところ表2のとおりでした。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表3の（ ）の中にあてはまる適切な数値を記入しなさい。

※1：ブレーキ・テスタのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪はロックしなかった。

※2：①、③は、小数点第3位を切り上げ、小数点第2位までとすること。

※3：⑤、⑦、⑨は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとすること。

表1

最高速度	180km/h	
車両重量	前軸	820kg
	後軸	460kg
乗車定員	5人	

表2

主制動力 ※1	前輪	右	2,050N
		左	2,430N
	後輪	右	1,260N
		左	940N
駐車ブレーキの制動力		右	1,030N
		左	1,550N

表3

	計算値	判定根拠数値	
主制動力	左右の前車輪の制動力の差を審査時車両状態における前車軸の軸重で除した値	① N/kg ※2	② N/kg以下
	左右の後車輪の制動力の差を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	③ N/kg ※2	④ N/kg以下
	後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	⑤ N/kg ※3	⑥ N/kg以上
	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	⑦ N/kg ※3	⑧ N/kg以上
駐車ブレーキの制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	⑨ N/kg ※3	⑩ N/kg以上	

解説

①審査時車両状態における前軸重に対する左右差

制動力の前輪左右差＝制動力（前輪 左－右）＝2430N－2050N＝380N

審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸）＋55kg＝820kg＋55kg＝875kg

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{380\text{N}}{875\text{kg}} = 0.434\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「4」である。これを切り上げると、答えは「0.44N/kg」となる。また、判定根拠数値は「②0.78N/kg以下」である。

③審査時車両状態における後軸重に対する左右差

制動力の後輪左右差＝制動力（後輪 右－左）＝1260N－940N＝320N

審査時車両状態における後軸重＝車両重量（後軸）＝460kg

$$\text{③} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{320\text{N}}{460\text{kg}} = 0.695\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「5」である。これを切り上げると、答えは「0.70N/kg」となる。また、判定根拠数値は「④0.78N/kg以下」である。

第4章 年度別試験問題

年度別試験問題

1. 令和7年度 第1回問題 ……………	127	4. 令和6年度 第2回問題 ……………	155
2. 令和7年度 第2回問題 ……………	136	5. 令和5年度 第1回問題 ……………	165
3. 令和6年度 第1回問題 ……………	146	6. 令和5年度 第2回問題 ……………	174

[編注] 制作年月日の指定がない自動車については、令和5年1月1日に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録しています。

1 令和7年度 第1回問題

【1】 次の各々の文章は、道路運送車両法及び関係法令等に規定されている事項に関して述べたものです。（ ）の中にあてはまる条文の適切な字句を、選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で記入しなさい。

- この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の(①)並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(②)に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- この法律で「自動車」とは、(③)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(④)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 新規登録を受けた自動車（以下、「登録自動車」という。）について、所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う(⑤)の申請をしなければならない。
- 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条（定期点検整備）の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 点検の年月日
 - 点検の結果
 - 整備の概要
 - (⑥)を完了した年月日
 - その他国土交通省令で定める事項
- 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更があった日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
 - 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
 - 整備主任者の氏名、生年月日及び(⑦)の開始の日
- 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、(⑧)の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。
- 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを(⑨)の用に供してはならない。

8. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の（⑩）に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

ア：事業	イ：維持	ウ：向上	エ：機関	オ：保全	カ：作業	キ：環境
コ：同一	サ：使用者	シ：種別	ス：発達	セ：点検	ソ：整備	タ：運行
テ：牽引	ナ：特定	ニ：検査	ネ：原動機	ノ：走行	ハ：所有者	
ホ：変更登録	ム：移転登録	モ：依頼者	ヨ：統括管理業務			

【2】 次の1から15について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

1. 令和4年に製作された総排気量が1.98ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.70m、幅1.69m、高さ1.99mの自動車の種別は、小型自動車である。
2. 新規登録の申請をする場合において、有効な自動車予備検査証を提出することにより、当該自動車の提示に代えることができる。
3. 自動車検査証の有効期間が満了する日が令和7年9月30日である乗車定員5人の自家用乗用自動車であって、令和7年8月20日に有効期間の更新を行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は令和9年8月19日である。
4. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条（職権による打刻等）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
5. 二輪の小型自動車であって、動力伝達装置のクラッチを取り外して行う自動車の整備又は改造は、特定整備に該当する。
6. 乗車定員11人以上の自家用バスの日常点検は、自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に実施すればよい。
7. 特定整備記録簿は、その記載の日から1年間保存しなければならない。
8. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
9. 法第48条（定期点検整備）に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者の請求により、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
10. 特種用途の自家用検査対象軽自動車の使用者は、6月ごとに定期点検を実施しなければならない。
11. 「車両総重量8t以上の自家用自動車」の定期点検整備の点検時期は、3月である。
12. 「乗車定員10人以下の乗用の普通自動車のレンタカー」の定期点検整備の点検時期は、6月ごとである。
13. 自動車点検基準別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、かじ取り装置「ロッド及びアーム類」の「ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷」の点検は、6月ごとに行わなければならない。

- 14. 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、車枠及び車体「スペアタイヤの取付状態」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
- 15. 自動車点検基準別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、その他の「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検は、1年ごとに行わなければならない。

【3】 次の各々の文章は、道路運送車両法及び関係法令等に関して述べたものです。（ ）の中にあてはまる適切な字句を、選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で記入しなさい。

- 1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の（①）を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査させると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。
- 2. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該（②）の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。
- 3. 法第94条の5第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを（③）し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の（④）を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。
- 4. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の（⑤）の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。
- 5. 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後（⑥）を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車（⑦）の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む）をいう。
- 6. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその（⑧）及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により（⑨）に従事する職員とみなす。
- 7. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者から、指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された（⑩）が、その日から法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき法第61条第1項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、法第94条の5第1項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

ア：役員	イ：職務	ウ：幹部	エ：経験	オ：検査	カ：作業
キ：公務	ク：点検	ケ：整備	コ：責務	ク：実務	セ：有効期間
ソ：依頼者	タ：所有者	テ：技術	ナ：使用者	ニ：管理組織	ネ：整備主任者
ノ：自動車検査員		ハ：保険期間		ホ：事業場管理責任者	